

練馬区告示第 **458** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更する。

なお、その関係図面は、令和8年9月7日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月7日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
練馬2	練馬区	富士見台 三 丁目 498 番 30 地先	変更前	8.43 から 8.49	11.47	———
	練馬区	富士見台 三 丁目 498 番 30 地先 まで	変更後	12.00	11.47	41.16

特別区道路線区域変更図

富士見台 三丁目 地内

縮尺 600分の1

